

建安第1310-3号
令和3年1月26日

各宅地建物取引業関係団体 代表者 様

埼玉県都市整備部建築安全課長
(公印省略)

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の一部解除について（通知）

埼玉県（担当：河川砂防課）では、令和3年1月19日付けで土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、別紙のとおり「土砂災害特別警戒区域」の一部解除を狭山市、和光市において行いました。

なお、指定位置図につきましては、各県土整備事務所及び河川砂防課ホームページにて随時更新されていますので、そちらを御覧ください。

御不明な点がありましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

記

区域の詳細についての連絡先

川越県土整備事務所 河川担当 電話：049-243-2025

<http://www.pref.saitama.lg.jp/b1004/kuikishitei.html>

朝霞県土整備事務所 河川担当 電話：048-471-4670

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b1002/kasenn/kuikishite.html>

河川砂防課

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/dosyasitei.html>

担当：震災対策・構造指導担当 久保・野上 電話：048-830-5525
宅建相談・指導担当 村田・中島 電話：048-830-5488